

## 要登録

# 泉区人財バンク

### 1 趣旨

「泉区人財バンク」は、泉区内を主として活動する人材情報を集め、情報提供を行うことで、泉区民一人ひとりの活動の支援と、地域活動の充実を図ることを目的とした制度です。なお、泉区における人材については、区の財産であるという考え方に基づき、「人財」と呼びます。

### 2 登録の種類

登録の要件を満たせば、以下のいずれか一方、または両方に登録することができます。

#### (1) 講師・パフォーマー登録

自分の知識、経験、特技を「誰かに伝えたい！地域に役立てたい！」と考えている団体又は個人が登録できます。登録された方は、公共施設、自治会町内会、地域活動団体等からの指導、披露、講演等の依頼に対して、いづみ区民活動支援センターによるコーディネートを受けることができます。

#### (2) サークル登録

主に泉区で活動し、仲間を募集している趣味のサークル、ボランティア団体、その他の団体が登録できます。登録された団体は、参加希望者からの問合せに対して、いづみ区民活動支援センターによるコーディネートを受けることができます。

### 3 登録のメリット

#### (1) コーディネート

公共施設、自治会町内会、地域活動団体等からの依頼や、参加希望者からの問合せがあった場合、いづみ区民活動支援センターがコーディネートを行います。

詳しくは「12 コーディネートの流れ」をご覧ください。

#### (2) 情報発信

活動内容等をいづみ区民活動支援センターのホームページや広報誌等で紹介します。

#### (3) イベント参加

「活動PR展」など、いづみ区民活動支援センターが開催するイベントに参加できます。

#### (4) 活動の場の提供

いづみ区民活動支援センター内のミーティングルーム、レターケース、チラシ掲示スペースを利用できます。

### 4 登録の要件

登録できる団体又は個人は、以下の要件をすべて満たす必要があります。ただし、区長が適当ではないと判断した場合は登録できません。

#### (1) 泉区人財バンクの趣旨を理解し、登録の目的が明確であること

#### (2) 主に泉区内での活動が期待されること

#### (3) 登録申込で申請した内容に偽りがないこと

#### (4) 泉区人財バンクに関して、ボランティア精神をもって活動すること

- (5) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと
- (6) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行っていないこと

## 5 新規登録

---

### (1) 事前相談

いづみ区民活動支援センター窓口で、登録目的や活動内容、登録要件の確認を行います。

### (2) 登録の申請

事前相談が終わったら、下記申請フォームから申請してください。

横浜市電子申請・届出システム

手続き名：「泉区人財バンク登録」

※横浜市電子申請・届出システムをご利用の際は、利用者登録が必要となります。

### (3) 審査及び登録完了のご連絡

申請内容をいづみ区民活動支援センターで審査し、登録が完了したらご連絡します。

## 6 有効期限

---

登録の有効期限は登録基準日から2年間です。登録基準日は隔年の4月1日とし、基準日以降に登録した場合は、その有効期限は次回の基準日の前日までとなります。

## 7 登録の更新

※令和8年度の更新からオンライン申請になりました。

---

有効期限が近づいたら、いづみ区民活動支援センターから更新のご案内をします。更新を希望する場合は、更新のご案内に従って、「5 新規登録」と同じ申請フォームから申請してください。

## 8 登録情報の変更、登録の解除

---

登録情報の変更や登録の解除を希望する場合は、速やかに、「5 新規登録」と同じ申請フォームから申請してください。

## 9 登録の抹消

---

登録者が次のいずれかに該当した場合、登録を抹消します。

- (1) 登録内容に偽りのあった場合
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を行った場合
- (3) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行った場合
- (4) 繼続意思が確認できなかった場合
- (5) その他区長が適当ではないと判断した場合

## 10 報酬について

---

講師・パフォーマー登録者は、原則無償で依頼に応じていただきます。ただし、交通費・材料費・教材費等の実費が発生する場合や、継続的な活動依頼の場合は、登録者と利用者の双方で協議のうえ、費用を決定してください。また、いづみ区民活動支援センターは、その協議内容に関して、一切の責任は負わないものとします。

## 11 注意事項

---

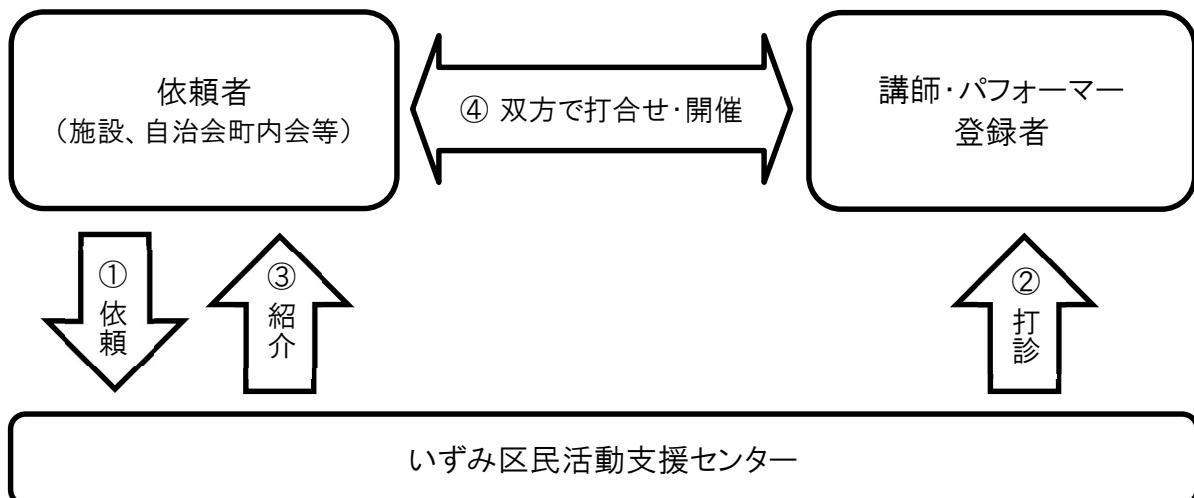
泉区人財バンクに登録した活動以外に自宅教室や個人指導等を行っている場合は、それらの活動が人財バンクとは違う活動であることを明記し、誤解が生じないようご協力をお願いします。

## 12 コーディネートの流れ

### (1) 講師・パフォーマー

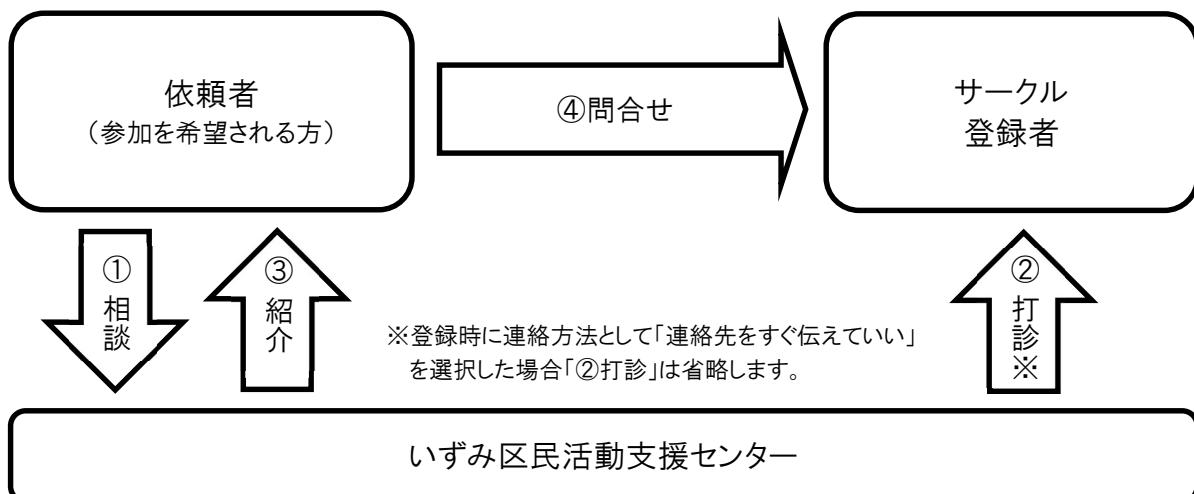
依頼者から相談を受けた後、いずみ区民活動支援センターで依頼内容を確認します。

その後、センター職員が人財バンク登録者に依頼内容をお伝えし、お引き受けいただけるのであれば、依頼者に登録者(連絡担当者)の連絡先を伝えます。その後は、双方で相談し進めてください。



### (2) サークル

依頼者から相談を受けた後、登録内容に応じて依頼者に登録者(連絡担当者)の連絡先を伝えます。その後は、依頼者から直接問合せがあります。



(付録)

## 泉区人財バンク登録 早わかりチェック表

- ・ボランティア精神をもって活動できる。
- ・政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動ではない。

はい

- ・講師やパフォーマーとして登録したい。……Aへ
- ・サークルの仲間を募集したい。…………Bへ

いいえ

泉区人財バンクには  
ご登録いただけません。

A

B

ボランティアとして指導・披露・講演  
の経験がある。

サークルとして安定した活動実績がある。

はい

いいえ

いいえ



泉区人財バンクには  
ご登録いただけません。

はい

区民利用施設など公の場で指導・  
披露・講演の経験がある。

・区民利用施設など公の場で活動している。… Aへ  
・自宅教室のみで活動している。………… Bへ  
・その他の場所で活動している。………… Cへ

はい

いいえ



ご相談ください。

A

B

C

泉区人財バンクには  
ご登録いただけません。

登録のご相談を承ります。  
いずみ区民活動支援センターに  
ご連絡ください。  
※登録には審査があります。



ご相談ください。